

蓮田白岡衛生組合
災害廃棄物処理実施計画

平成 23 年 8 月
平成 27 年 1 月改訂

目次

1	基本事項	
(1)	目的及び必要性	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画対象地域	2
(4)	対象廃棄物	2
(5)	災害廃棄物処理と関連法	3
2	災害廃棄物の処理方針	
(1)	災害廃棄物処理の手順	4
(2)	災害廃棄物の処理方針	4
(3)	役割分担	5
(4)	関係機関との連絡体制	5
3	災害廃棄物処理にかかる基本的な流れ	
(1)	災害廃棄物の処理にかかる基本フロー	6
(2)	災害発生時のし尿処理にかかる基本フロー	8
(3)	災害発生時の適正処理困難物に関する処理方針	10
4	一時保管場所の確保及び運営	
(1)	一時保管場所の機能	11
(2)	一時保管場所の選定	11
(3)	一時保管場所の運営	11
5	一般廃棄物の処理	
(1)	収集・運搬	11
(2)	処理	12
(3)	し尿処理に係る被災による影響	12
6	支援・協力体制の整備	13
資料 災害時における連絡先一覧及び保管場所		
1	近隣のごみ・粗大・し尿処理施設	14
2	プラントメーカー	14
3	最終処分場	14
4	焼却灰・ばいじん処分	14
5	仮設トイレリース業者	14
6	その他	14
7	収集委託業者	15
8	許可業者	16
9	一時保管場所	17

1 基本的事項

(1) 目的及び必要性

近年、地震の災害として、平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災など想定を上回る災害が発生している。

風水害としては、平成23年8月の台風12号及び9月の15号による暴風や記録的な大雨による被害がもたらされ、平成25年9月に発生した竜巻は越谷市や熊谷市及びその周辺市町村に甚大な被害をもたらした。また、平成26年2月には東日本を中心に降った記録的な大雪により、カーポートの倒壊など各地に大きな被害が発生している。今後も大規模な地震や風水害などにより、がれきなど特有の廃棄物が大量に発生するとともに、交通の途絶等により一般廃棄物の収集・処理についても平常時と同様に行うことが困難な状況となることが想定される。このことから、災害廃棄物や避難所から発生するごみ・し尿の収集・処理について事前に十分な対策を講じておく必要がある。

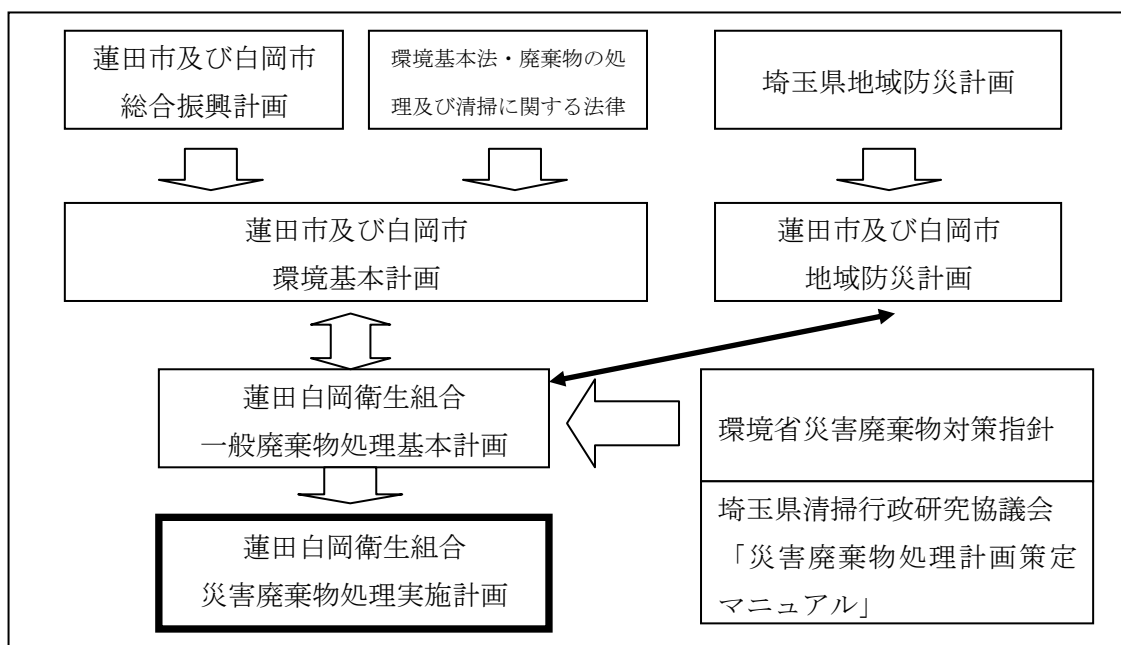
そこで、平成23年8月に災害廃棄物などの保管並びに収集・処理についての基本的な方針を示し、適正かつ円滑な処理の推進を確保することを目的として管内における災害発生時に想定される事項を中心に、蓮田市、白岡市及び当組合がそれぞれの基本的なルールを定めた「蓮田白岡衛生組合災害廃棄物処理実施計画」(以下「本計画」という。)を策定したところであるが、策定から2年半が経過し災害廃棄物の発生状況に変化が生じてきたことから、本計画がより実態に即した実効性のある計画となるよう見直しを行うものである。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、蓮田市、白岡市の総合振興計画及び環境基本計画に定められている一般廃棄物分野における計画事項を具体化するための施策方針として策定した蓮田白岡衛生組合一般廃棄物処理基本計画や、蓮田市、白岡市の地域防災計画に位置づけられている震災等の災害発生時の廃棄物処理を円滑に処理するため、「災害廃棄物処理計画策定マニュアル」(平成18年3月埼玉県清掃行政研究協議会)、「災害廃棄物処理の手引き(平成26年3月埼玉県)」及び「災害廃棄物対策指針(平成26年3月環境省)」に基づき策定するものである。

表1に本計画の位置づけを示した。

表1 本計画の位置づけ



(3) 計画対象地域

本計画は、蓮田市、白岡市（以下「両市」という。）における災害廃棄物を適正に処理するための計画として策定するものであり、計画の対象地域は両市全域とする。

(4) 対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、災害の発生により平常時と異なる対応が必要となる廃棄物とし、その概要を表2に示す。なお、表2中の「一般廃棄物」と区分している一般ごみ、資源物、粗大ごみ、し尿及び浄化槽汚泥など、被災しなかった地区などから平常時と同様に排出される一般廃棄物についても災害廃棄物と併せて処理する必要があることから、併せて対象廃棄物とする。

表2 対象廃棄物

区 分	内 容
災害廃棄物	①木くず : 柱、梁、壁材、水害などによる流木など
	②コンクリートがら等 : コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトなど
	③金属くず : 鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	④可燃物 : 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	⑤不燃物 : 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物
	⑥廃家電 : 被災家屋から排出されるテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫などの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	⑦処理困難物 : 有害廃棄物（廃石綿、PCB、フロン類）、感染性廃棄物、消火器、ボンベ類、ピアノ、バッテリーなどの適正処理困難物
※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。	

一般廃棄物	①一般ごみ	: 平常時、家庭から排出される生活ごみや、資源物、粗大ごみなど
	②避難所ごみ	: 避難所から排出される生活ごみなど
	③し尿及び 浄化槽汚泥	: 平常時、家庭から排出されるし尿及び浄化槽（仮設トイレを 含む）

(5) 災害廃棄物処理と関連法

災害廃棄物の処理に関連する法令は廃棄物処理法のみならず、騒音、ばいじんなどの2次的公害のほか、所有者の特定や道路、公園の使用などにあたり様々な法律が関与してくる。

非常時の行動とそれに関連する法律について、表3に示した。

表3 非常時の行動と関連法

	場所	項目	非常時の行動	関連法等	
区域内 処理	現場	解体	所有者不在時の解体	民法、個人情報保護法、 建築基準法	
			作業車両の不法駐車	道路交通法、道路法	
		粗分別	災害廃棄物の一元管理	廃棄物処理法	
			騒音、ばいじん等の2次公害	環境基本法	
			所有者不明のがれき処理	民法、廃棄物処理法	
			道路上のがれき粗分別処理	道路法	
		中間 処理 ヤード	破碎・分別 処理	騒音、ばいじん等の2次公害	環境基本法、騒音規制法、 振動規制法
			一時保管場 所	公園などの一時保管場所の利 用	都市公園法等
	市町村を跨ぐがれき移動処理			廃棄物処理法	
	避難 場所	設置・処理	仮設トイレの設置及びし尿汲 取り	廃棄物処理法	
			避難生活からの廃棄物の処理	廃棄物処理法	

2 災害廃棄物の処理方針

(1) 災害廃棄物処理の手順

ア 組合と両市との具体的なルール作り

- ・第1次的には両市での対応が不可欠
 - *両市において、一時保管場所の候補地をリストアップして随時更新する。
災害発生時には、予定された一時保管場所に災害廃棄物を保管する。
- ・第2次的には組合の処理方針に基づいて処理
 - *組合処理と委託処理の切り分け
災害発生時には、一時保管場所から組合に搬入することになるが、場合によっては、一時保管場所からの直接搬出も考慮する。

イ 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理においては、安易に埋立処分や焼却処分とすることなく、分別処理を優先的に考慮するなど、環境に配慮した処理を行う必要がある。このため、一時保管された災害廃棄物を組合が確認して具体的な分別処理を検討することによって、効率的且つ合理的な災害廃棄物の処分を行う。

(2) 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の処理にあたっては、次のことに留意をして進めていくものとする。

ア 廃棄物の適正処理

災害廃棄物の基本的分類は次のとおりとする。

- ・木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、処理困難物等に粗選別する。

イ 災害廃棄物の環境に配慮した処理方法

(ア) 木くず

- ・再生利用を基本とし燃料チップ化して活用する。

(イ) コンクリートがら等

- ・再生利用が可能なものは土木資材として活用する。

(ウ) 金属くず

- ・有価物として売却する。

(エ) 可燃物

- ・再生利用が可能なもの（古紙、布類など）は有価物として売却する。

(オ) 不燃物

- ・再生利用が困難な不燃物（ボード類など）は埋立処分とする。
- ・可燃物や金属類などと混合している場合は、できる限り選別を行う。

(カ) 廃家電

- ・家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫）については別に定める。
- ・その他の家電については、可能な限り分別し、有価物として売却する。

(キ) 処理困難物

- ・有害廃棄物（廃石綿、PCB、フロン類）、感染性廃棄物、消火器、ボンベ類、ピアノ、バッテリーなど処理が困難な廃棄物については別に定める。

ウ 早期処理

- ・地域の早期復旧、復興を図るには、長くても2年以内の処理を目標とする。

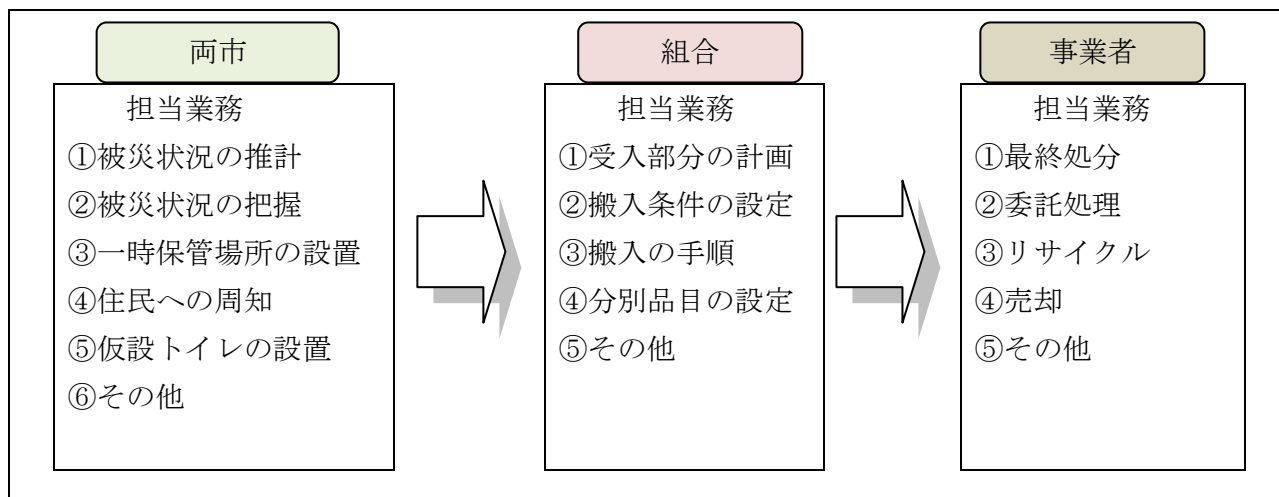
エ その他

- ・具体的な処理方針は、組合が中心となって決定する。
- ・災害廃棄物であっても再生利用を基本とするが、再生が困難なものは焼却及び埋立処分も検討する。

(3) 役割分担

両市、組合及び事業者の主な役割は表4のとおりとする。

表4 役割分担



(4) 関係機関との連絡体制

関係機関の連絡先

埼玉県資源循環推進課（一般廃棄物・リサイクル担当）	048-830-3110
埼玉県清掃行政研究協議会（事務局：市）	
埼玉県環境科学国際センター（資源循環・廃棄物担当）	0480-73-8354
埼玉県環境整備センター	048-581-4070
埼玉県環境産業振興協会	048-822-3131
埼玉県一般廃棄物連合会	048-831-6888
蓮田市環境経済部みどり環境課	048-768-3111
蓮田市上下水道部下水道課	048-768-1111
白岡市市民生活部環境課	0480-92-1111
白岡市上下水道部下水道課	0480-92-1445
白岡蓮田環境事業協同組合（可燃物・不燃物・資源物）	048-767-0000
宇佐見産業株（し尿・浄化槽）	048-766-3211
㈱西野商事（し尿・浄化槽）	0480-92-9530
㈱サンワ環境開発（浄化槽）	048-684-5079

3 災害廃棄物処理に係る基本的な流れ

(1) 災害廃棄物の処理に係る基本フロー

災害廃棄物は、選別を徹底し資源化を推進することにより、処理・処分量を削減すると共に適正な処理を行う。また、被災していない家庭や避難所から発生する一般廃棄物などは極力平常時と同様の収集体系を維持するものとするが、災害規模に応じて弾力的な方策を図ることとする。

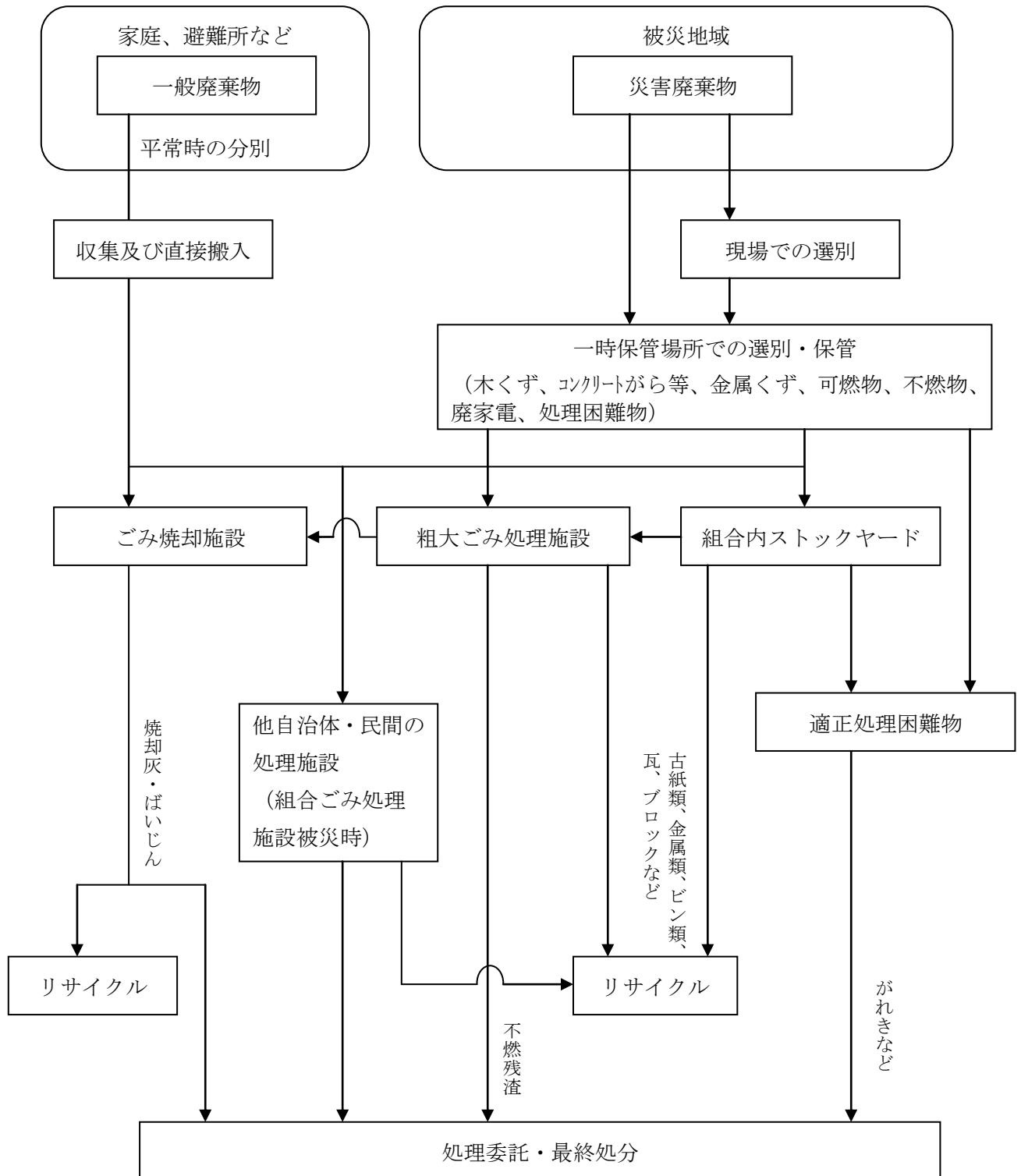


表5 災害廃棄物などの処理業務の基本的流れ

状況・項目		業務内容	
災害発生直後	1 状況把握	両市	① 災害の状況把握 ② 交通状況の把握
		組合	① 定期収集の一時停止、収集体制の構築 ② 処理施設の被災状況の把握及び搬入規制
	2 処理方針の策定	両市	① 情報整理・分析 ② 災害廃棄物の発生量の推計 ③ 災害廃棄物一時保管場所の設定
		組合	① 分別区分、排出方法、収集方法の検討 ② 収集方法、収集ルートなどの設定
		共通	① 両市と組合との連絡調整の確認 ② 避難場所などの分別区分、排出方法、排出場所などの設定 ③ 必要な資機材、人員の確保 ④ 被災地以外の排出方法などの広報
当面の対策	1 処理方針の決定	両市	① 役所内及び住民への周知準備
		組合	① 処理施設の復旧 ② 分別、排出、収集方法の決定 ③ 必要に応じて広域的な処理も考慮
	2 一時保管場所の確保	両市	① 災害廃棄物一時保管場所の確保 ② 災害廃棄物受入体制の整備 ③ 役所内及び住民への周知
		3 一時保管場所での受入 *第1次処理	両市
	共通		① 組合施設での受入対象物、受入基準等の決定
	4 組合での受入 *第2次処理	組合	① 処理能力を考慮した受入 ② 適正処理、資源化を踏まえ、種類ごとに区分・保管
		共通	① 必要に応じて広域的な処理も考慮
	5 計画的な収集・運搬・処理の実施	両市	① 収集、運搬、処理に関する住民への情報提供
		組合	① 広域的な処理を推進し、処理能力不足の補完 ② 状況に応じて収集、運搬、処理の体制の見直しを実施
		共通	① 災害廃棄物処理実施計画に基づき計画的な処理の推進 ② 支援の受入

	6 倒壊建物の解体 ・撤去	両市	① 住民からの解体、撤去の申請の受付 ② 現地調査、解体撤去の決定 ・危険性、公益性などの観点から優先順位の決定 ③ 解体、撤去の確認
復旧対策	1 計画的な処理の実施	両市	① 復旧に必要な資機材の確保
		組合	① 計画的な収集、運搬、処理の継続 ② 復旧状況に応じて災害廃棄物処理の縮小 ③ 平常業務体制の確保
		共通	① 災害規模によっては他市町の協力依頼
	2 一時保管場所の原状復旧	両市	① 復旧状況に応じて、一時保管場所の閉鎖 ② 一時保管場所の原状復旧と所有者への返却
		組合	① 廃棄物処理施設災害復旧費の申請
3 補助金等の申請	共通	① 災害廃棄物処理事業費の申請	

(2) 災害発生時のし尿処理に係る基本フロー

し尿及び浄化槽汚泥は、平常時と同様に組合の施設で処理を行うことを基本とする。

仮設トイレなどの貯留量は、家庭の汲取り便槽などに比較して少ないことから、避難所や避難場所の衛生面を考慮し、収集を定期的に行えるよう配慮する。

なお、仮設トイレの構造上、吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一般ごみとして取扱い焼却処理する。

また、両市の農業集落排水処理施設から発生する汚泥については、被災状況によっては組合施設での受入が困難になることも想定されることから、両市の担当課と組合との間で受入先を協議するものとする。

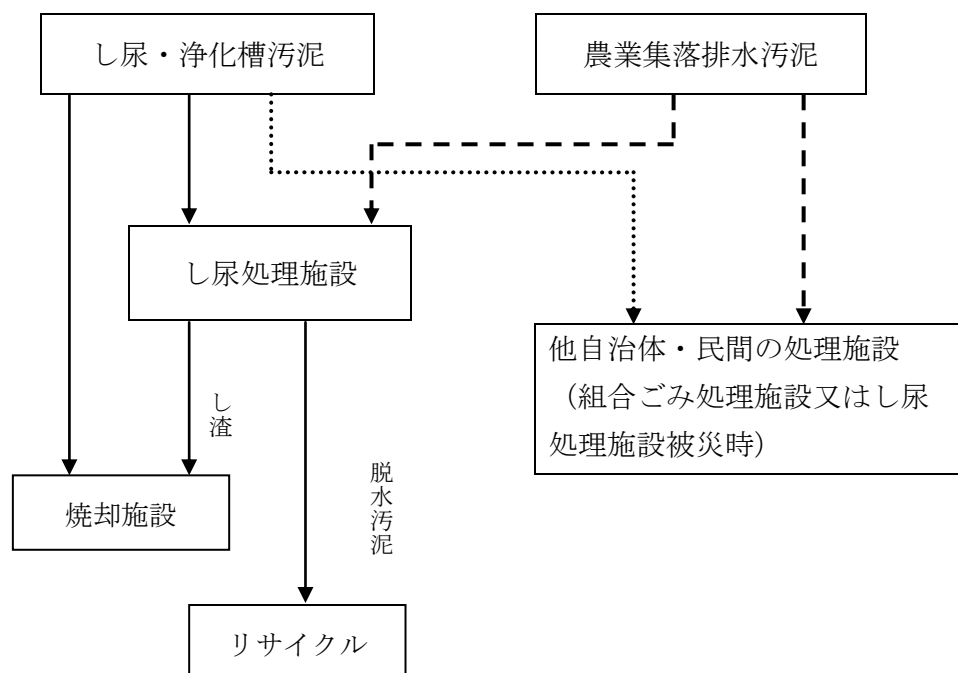


表6 し尿などの処理業務の基本的流れ

状況・項目		業務内容	
災害発生直後	1 状況把握	両市	① 災害の状況把握 ② 交通状況の把握
		組合	① 定期収集の一時停止、収集体制の構築 ② 処理施設の被災状況の把握及び搬入規制
	2 処理方針の策定	両市	① 情報整理・分析 ② 下水道の損害、終末処理場及び農業集落排水処理施設の状況の確認 ③ し尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の発生量の推計 ④ 避難場所などにおけるトイレの設置場所、仮設トイレの種類の設定
		組合	① 収集方法・収集ルートなどの設定
当面の対策	1 処理方針の決定	両市	① 役所内及び住民への周知準備
		組合	① 処理施設の復旧 ② 分別、排出、収集方法の決定 ③ 必要に応じて広域的な処理も考慮
	2 仮設トイレの設置	両市	① 住民からの要請受付 ② 仮設トイレの必要性の判断 ③ 仮設トイレの設置 ・地域ごとの必要数 ・仮設トイレの種類 ・民間事業者への支援要請による設置 ・不足分の調達 ④ 設置場所などの周知
		組合	① 広域的な処理を推進し、処理能力不足の補完 ② 状況に応じて収集、運搬、処理の体制の見直しを実施
3 計画的な収集・運搬・処理の実施	共通	① 災害廃棄物処理実施計画に基づき計画的な処理の推進 ② 支援の受入 ③ 収集、運搬、処理に関する住民への情報提供	
	4 下水道施設の活用	両市	① 下水道関係部署との連絡調整 ② 下水道への投入の検討
		組合	① し尿、浄化槽汚泥の処理の可能性の検討

復旧対策	1 計画的な処理の実施	組合	① 計画的な収集、運搬、処理の継続 ② 復旧・復興状況による事業の縮小 ③ 平常業務体制の確保
	2 仮設トイレの撤去	両市	① 避難場所、避難所などの状況、仮設トイレの利用状況の確認 ② 復旧、復興状況に応じて仮設トイレの撤去
		組合	① 仮設トイレ設置場所の原状復帰
	3 補助金等の申請	組合	① 廃棄物処理施設災害復旧費の申請
		共通	① 災害廃棄物処理事業費の申請

(3) 災害発生時の適正処理困難物に関する処理方針

平常時に適正処理困難物として組合による収集、処理ができないものとして取り扱う廃棄物について、災害発生時における処理の方針は表7に示すとおりとする。

なお、これら廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものについては、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

表7 適正処理困難物の処理方針

品目	処理方針
廃石綿（アスベスト）	アスベストの飛散防止対策は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省 水・大気環境局大気環境課）を準用して適正な処理を推進する。
P C B を使用した家電製品	一般家庭から粗大ごみとして排出されるP C B を使用した家電製品などは、組合が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。
家電リサイクル法に基づく対象家電製品	一時保管場所に品目ごとに保管後、家電リサイクル法に基づき、両市が販売店や業者に引き取りを依頼し、適正な処理を推進する。
フロンが封印されている家電製品	冷風扇、除湿機、冷水機など、家電リサイクル法の対象品目以外のフロンが封印されている家電製品は、一時保管場所にて個別に保管後、適正な処理を推進する。
感染性廃棄物	平常時同様、排出者の責任において処理するものとする。なお、震災時に設置される救護所などで発生するものは、救護所の担当医師と両市とが協議し適正な処理方法を確保する。
その他通常時に適正処理困難物として受入していないもの	販売店や業者に引き取りを依頼するものとし、そのための引き取りルートの整備などの対策を講じ適正な処理を推進する。

4 一時保管場所の確保及び運営

(1) 一時保管場所の機能

一時保管場所については、災害廃棄物を一時的にストックする機能だけでなく、場合によっては災害廃棄物の積み替えや一次処理（解体・選別）を行うための機能も求められる。そのため、一時保管場所の用地を選定する際は、作業スペースの確保と適正処理ならびに資源化を踏まえ、廃棄物を種類ごとに区分して保管できるよう配慮する。

(2) 一時保管場所の選定

一時保管場所の選定にあたっては、地域の被災状況を考慮しつつ速やかに確保することが必要とされ、事前に候補地を複数選定しておくことが求められる。

また、一時保管場所の候補地としては、公園、緑地などの公共用地等のほか、山林、空闲地、建設予定地、未利用農地などが考えられるが、いずれの場合においても組合として個人情報等の把握をしていないため、土地の選定ならびに地権者との協議を行うことは難しく、両市にて一時保管場所を確保することを基本とする。

(3) 一時保管場所の運営

一時保管場所の運営にあたっては、被災状況により災害廃棄物の受入・監視・指導・保管・管理などを行うための職員が必要とされる。

また、個人や事業者が搬入する際には、災害廃棄物であることを確認するためのり災証明や発生場所などの確認作業も必要とされることから、受入時の混乱を避けるためにも両市が担当することを基本とする。

5 一般廃棄物の処理

被災時における一般廃棄物の処理は、組合の処理施設で処理可能な場合には平常時と同様に組合のごみ処理施設・し尿処理施設での処理を基本とする。

また、収集業務においては、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所などの緊急を要するものから優先的に収集を行うものとする。

(1) 収集・運搬

災害発生時には、平常の収集作業を平行して行うことを原則とするが、被災状況に応じて平常収集を制限し、避難所など緊急を要するものから収集を行うこととする。

なお、避難場所などからの収集についても、避難者数ならびに仮設トイレの設置基数をそれぞれ把握することにより、優先順位を決定し収集作業を実施するものとする。

排出区分における対応策については表8に示すとおりとする。

表 8 排出区分とその対応策

排出区分	対応策
建物の解体撤去により発生する廃棄物	両市が行う解体撤去に伴う廃棄物は、解体撤去を行う事業者へ運搬を含めて委託することを基本とする。
	個人、法人が行う解体撤去に伴う廃棄物は、解体撤去を行う事業者へ処理処分を含めて事業を委託することを基本とする。
避難所などにおける一般廃棄物	避難所などに設けたステーションに分別して排出し、定期的に収集を行う。
被災者住宅における一般廃棄物	被災者住宅における一般廃棄物は、被災直後においては被災者が住宅前に排出しての収集を基本とする。復旧の状況に応じてステーション収集に切り替えるものとする。
被災していない地域の一般廃棄物	被災していない地域の一般廃棄物は、平常時と同様に収集運搬を行う。ただし、避難所などの収集を優先するため、被災当初は平常時の収集日、収集回数を変更する場合がある。

また、両市における収集体制の現状が組合による委託又は許可であることから、収集運搬委託業者や許可業者、他自治体又は民間業者との協定を締結するなど、災害時の収集運搬能力の確保を図るものとする。

(2) 処理

収集した廃棄物は、当組合のごみ処理施設及びし尿処理施設において処理することを基本とするが、組合施設の全部または一部が被災により通常の稼働が困難となった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会の「災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定」により県内各市町村の協力を要請する。さらに処理能力が不足する場合は、埼玉県を通じ、県が協定を締結している団体への協力要請を行う。

(3) し尿処理に係る被災による影響

被災時においては、便槽・浄化槽の破損、収集の遅れ、施設の処理の停滞などが想定されることから、公衆衛生や環境保全を速やかに確保するためにも、近隣自治体や事業者などとの相互応援体制を整備し迅速なし尿処理体制の確立を図る。

6 支援・協力体制の整備

当組合としては、埼玉県清掃行政研究協議会における「災害廃棄物処理の処理に関する相互支援体制実施協定」を締結しており、一般廃棄物処理業務に関する相互応援協力を得られる態勢にはあるものの、両市の一般廃棄物収集業務は、委託業者・許可業者で行っている現状にあり、組合において収集車両を保有していないことから、現行の委託業者で組織している白岡蓮田環境事業協同組合などと被災地域のごみの収集・運搬、ごみ処理に要する人員・機材等の提供、作業中に知り得た情報の提供などの協定を締結することで、災害時の収集運搬能力の確保を図る。

また、埼玉県においても、災害時における協定を表9のとおり締結しており、埼玉県を通じて協力を仰いでいくほか、彩の国循環工場（PFI施設）の活用を考慮する。

表9 埼玉県等が締結している災害協定

団体名	協定の名称	協定の概要
九都県市首脳会議	災害時相互応援に関する協定	ごみ、し尿等の処理施設の提供及び斡旋
関東地方知事会	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ、し尿処理に関する施設又は業務提供若しくは斡旋
全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	廃棄物の特記はなく一般規定
(社)埼玉県環境産業振興協会	地震等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分
白岡蓮田環境事業協同組合	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	ごみ、し尿の収集・運搬・処理に必要な人員、車両、資機材等の提供及び斡旋

資 料

災害時における連絡先一覧及び保管場所

1 近隣のごみ・粗大・し尿処理施設

No	施設の名称	所在地	電話	F A X
1	加須クリーンセンター	加須市大字馬内 1790	0480-61-3671	0480-62-1169
2	大利根クリーンセンター	加須市北大桑 1870	0480-72-4692	0480-72-4096
3	西貝塚環境センター	上尾市大字西貝塚 35-1	048-781-9141	048-781-9166
4	桶川市清掃センター	桶川市大字小針領家 1160	048-728-1902	048-728-7080
5	伊奈町クリーンセンター	北足立郡伊奈町小針内宿 2005	048-728-5321	048-728-5339
6	杉戸町環境センター	北葛飾郡杉戸町大字木津内 577	0480-38-0401	0480-38-0651
7	久喜宮代清掃センター	南埼玉郡宮代町大字和戸 1276-1	0480-34-2042	0480-32-5361
8	菖蒲清掃センター	久喜市菖蒲町台 2770-1	0480-85-7027	0480-85-7203
9	八浦清掃センター	久喜市八浦 2525	0480-58-1309	0480-58-1305
10	ひばりヶ丘桜泉園	幸手市大字木立 1779-5	0480-48-0331	0480-48-2226
11	備前公苑	桶川市大字小針領家 1160	048-728-6071	048-728-6072
12	クリーンセンターあさひ	北本市朝日 1-200	048-591-5490	048-591-5497

2 プラントメーカー

No	名 称	対象施設	電 話	F A X
1	(株)タクマ東京支社	270t/日ごみ焼却施設	03-5822-7800	03-5822-7888
		36t/5h粗大ごみ処理施設		
2	水ing北関東営業所	42kl/日し尿処理施設	048-643-7544	048-643-8181
3	(株)ウイズ・ウェストジャパン	一軸破碎機	048-663-3746	048-663-5251
4	(株)ユーディーケー	リサイクルプラザ	048-829-2911	048-833-6931

3 最終処分場

No	施設の名称	所在地	電 話	F A X
1	埼玉県環境整備センター	大里郡寄居町大字三ヶ山 368	048-581-4070	048-581-4047
2	(株)ウイズ・ウェストジャパン 新草津ウェストパーク	さいたま市大宮区大成町 2-224-1	048-663-3746	048-663-5251
		群馬県草津町大字前口井堀 176-4	0279-88-1311	0279-88-1313

4 焼却灰・ばいじん処分

No	施設の名称	所在地	電 話	F A X
1	太平洋セメント(株)熊谷工場	熊谷市大字三ヶ尻 5310	048-532-2831	048-532-9102
2	ツインカムテックス埼玉(株)	大里郡寄居町大字三ヶ山 250-1	048-582-5503	048-582-5506

5 仮設トイレリース業者

No	名 称	所在地	電 話	F A X
1	(有)西野商事	白岡市下大崎 909-3	0480-92-9530	0480-92-9333

6 その他

No	名 称	所在地	電 話	F A X
1	埼玉県環境産業振興協会	さいたま市浦和区高砂 3-5-7	048-822-3131	048-822-6299

7 収集委託業者
ごみ

白岡蓮田環境事業協同組合		蓮田市閨戸 3951-7	048-767-0000	
1	第一企掃(株)	さいたま市岩槻区高曽根 1037	塵芥車 7台 トラック 3台	048-798-1192
2	(有)福寿屋	蓮田市閨戸 3951-7	塵芥車 5台 トラック 2台	048-766-6366
3	(有)西野商事	白岡市下大崎 909-3	塵芥車 4台 トラック 4台	0480-92-9530
4	(有)杉田産業	加須市上高柳 800	塵芥車 6台 トラック 1台	0480-73-7428
5	(株)サンワ環境開発	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔 3-190-2	塵芥車 5台 トラック 1台	048-684-5079
6	(株)ハイグレード	さいたま市岩槻区上野 5-1-11	塵芥車 2台 トラック 4台	048-795-1883

し尿

No	名 称	営 業 所 在 地	車 両 保 有 数	電 話
1	宇佐見産業(株)	蓮田市根金 993	塵芥車 1台 トラック 1台 バキューム車 2台	048-766-3211
2	(有)西野商事	白岡市下大崎 909-3	バキューム車 5台	0480-92-9530

8 許可業者

No	名 称	営 業 所 在 地	車 両 保 有 数	電 話
1	(有)太盛	さいたま市大宮区櫛引町 1-381	塵芥車 3台	048-663-0461
2	(有)瀬山商店	蓮田市根金 896-3	塵芥車 3台	048-766-2171
3	(株)高澤商店	東松山市六軒町 18-13	塵芥車 2台	0493-23-6392
4	丸昭産業(株)	春日部市南栄町 15-9	塵芥車 1台	0297-44-3036
5	ウム・ヴェルト(株)	加須市栄 368-1	塵芥車 4台 トラック 4台	0280-23-2641
6	(株)サンズカンパニー	さいたま市大宮区上小町 154-17	塵芥車 2台	048-643-7227
7	(株)十河サービス	さいたま市岩槻区大字釣上新田道下 224-2	塵芥車 4台	048-798-7261
8	(株)ナカヤ商事	白岡市篠津 961-1	塵芥車 2台	0480-93-1755
9	日栄総業(株)	久喜市本町 7-2-88	塵芥車 3台 トラック 1台	0480-21-1226
10	(株)ショーモン	さいたま市見沼区大字片柳 1045-1	塵芥車 1台 トラック 1台	048-684-6839
11	宇佐見産業(株)	蓮田市根金 993	塵芥車 1台 トラック 1台 バキューム車 2台	048-766-3211
12	(株)小島商事	北本市山中 1-277	塵芥車 5台 トラック 2台	048-591-4818
13	第一企掃(株)	さいたま市岩槻区高曾根 1037	塵芥車 7台 トラック 3台	048-798-1192
14	(有)西野商事	白岡市下大崎 909-3	塵芥車 4台 トラック 4台 バキューム車 5台	0480-92-9530
15	(株)高橋産商	さいたま市北区吉野町 2-5-6	塵芥車 4台 冷凍車 1台	048-652-8884
16	(有)原田電気工事	久喜市菖蒲町三箇 805	塵芥車 1台	0480-85-8466
17	(株)新栄商事	さいたま市岩槻区古ヶ場 1-5-9	塵芥車 2台	048-794-5504
18	片山商事(株)	さいたま市見沼区深作 5-18	トラック 2台	048-685-1711
19	クリーンシステム(株)	さいたま市岩槻区古ヶ場 2-10-2	塵芥車 5台	048-876-8231
20	大栄企業(株)	さいたま市岩槻区鹿室 207-5	塵芥車 2台 トラック 1台	048-794-9311
21	(株)サンワ環境開発	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔 3-190-2	塵芥車 5台 トラック 1台 バキューム車 3台	048-684-5079
22	(有)杉田産業	加須市上高柳 800	塵芥車 6台 トラック 1台	0480-73-7428
23	(有)福寿屋	蓮田市閨戸 3951-7	塵芥車 5台 トラック 2台	048-766-6366
24	サン商事(株)	さいたま市緑区大字高畑字狭土手 513	塵芥車 2台	048-878-2412
25	(株)精和	白岡市岡泉 843-1	塵芥車 2台	0480-93-0484

9 一時保管場所

